

6月

日 月 火 水 木 金 土

						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第130号を発行させていただきます。今年は近畿地方の梅雨入りは平年より遅れるとの予報が出ているようです。ここ数年は梅雨時期の大雨でどこかで被害が起こっているので、今年は被害が無く梅雨明けになることを願うばかりです。

今月8日(土)～10日(月)まで私が所属している西淀川支部の税理士会の研修旅行に参加するため10日(月)を誠に勝手ながら臨時休業にさせていただきます。

お取引様へはご迷惑おかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

今月は西淀川支部のハイキング同好会で出向いた赤穂と坂越で撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、坂越の大瀧（おおさけ）神社です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**R6年分所得税の定額減税のしかたについてその3**を書いております。

皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

2 R6年分所得税の定額減税のしかたについて
その3

今月から最初に支払う給与から定額減税を行うことになりました。まだお伝えできていない内容もございますので、今月も引き続き定額減税についての説明をさせていただきます。

15 他の給与の支払者のもとで基準日在職者であった人が、その後において再就職をした場合、再就職先での月次減税の適用関係は、どのようにになりますか。

給与の支払者のもとで基準日在職者であった人が、その後において国内にある他の企業等へ再就職し、再就職先において主たる給与の支給を受ける場合については、**月次減税は行わず、年末調整時に年調減税を行う**ことになります。

*基準日の6月1日在職しておらず、その後中途入社してきた方には月次減税はできません。その方は年末調整にて調整することになります。



(写真は、大遼旭社の境内に展示している和船です)

16 控除外額のある人が死亡退職した場合には、この控除外額はどうになりますか。

控除外額のある基準日在職者が死亡した場合は、**その死亡により源泉徴収義務者のもとを退職したことになるので、通常、源泉徴収義務者のもとで年末調整を行い、その人の年調所得税額から年調減税額を控除することにより定額減税額の精算を行うこととなります。**

*定額減税の対象者が死亡退職した場合には年末調整をして相続人に渡すことになります。

17 月次減税額を計算するにあたって、基準日在職者から新たに申告書を提出してもらう必要がありますか。

定額減税額の計算に含める同一生計配偶者の有無や扶養親族の人数については、その基準日在職者が既に提出した扶養控除等申告書に基づき把握することになりますので、**新たに扶養控除等申告書を再提出してもらう必要はありません。**

ただし、扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者（R6年中の所得金額の見積額が900万円超である基準日在職者の同一生計配偶者）や16歳未満の扶養親族について、月次減税額の計算に含める場合には、基準日在職者は「源泉徴収に係る申告書」を事前に提出する必要があります。



(写真は、坂越まちなみ館の中庭です)

18 「16歳未満の扶養親族」については、月次減税額の計算に含めますか。

基準日在職者の提出した扶養控除等申告書（住民税に関する事項）に氏名等が記載されている**「16歳未満の扶養親族」**のうち、居住者である人は月次減税額の計算に含めることとされています。

なお、その16歳未満の扶養親族が他の給与所得者が提出する扶養控除等申告書（住民税に関する事項）において扶養親族として記載されている場合には、いずれかの給与所得者の定額減税額の計算に含めることとされています。

*通常の給料計算の際には、**16歳未満の扶養親族は税額計算の扶養人数には含めないのですが、定額減税では扶養人数に含めますので、間違えないようにしてください。**

19 「16歳未満の扶養親族」について、所得税の計算に影響しないことから、扶養控除等申告書に記載していない従業員がいます。このような人の扶養親族を月次減税額の計算に含めるためにはどうすればいいですか。

給与の支払者は、基準日在職者からR6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに提出された扶養控除等申告書に記載された扶養親族を、月次減税額の計算に含めることになり、この申告書に記載された扶養親族には、「住民税に関する事項」に記載された16歳未満の扶養親族も含むこととされています。

したがって、基準日在職者は、R6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に16歳未満の扶養親族を記載して、再提出することで、その扶養親族を月次減税額の計算に含めることができます。

なお、扶養控除等申告書の再提出に代えて、「源泉徴収に係る申告書」を提出することによっても、16歳未満の扶養親族を月次減税額の計算に含めることができます。この場合には、年末調整の際にその16歳未満の扶養親族を「年末調整に係る申告書」へ記載して提出する必要があります（扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に記載していれば、異動がない限り、年末調整の際に申告書を提出する必要はありません。）。

*スタッフから自主的に16歳未満の扶養親族を伝えに来ることは少ないのでしょうから、該当するスタッフをピックアップして確認することをお勧めいたします。



(写真は、坂越の街並みです)

20 令和6年1月1日の時点で扶養親族であった親族が、令和6年5月に亡くなったのですが、この親族は月次減税額の計算に含めますか。

令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに死亡した令和6年分の扶養親族についても、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されるのであれば、月次減税額の計算に含めることとされています。

*1/1時点での扶養親族で今年死亡された場合、今年は扶養親族になりますので、定額減税の計算に含めてください。

21 令和6年7月以降に扶養親族の数が変わった場合は、月次減税額も変わることになりますか。

月次減税額は、本人分30,000円に、同一生計配偶者等の数により計算した一定額（1人につき30,000円）を加算して算出することとされており、この同一生計配偶者等の人数については、最初の月次減税事務を行うときまでに提出されている扶養控除等申告書又は「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づき判定し、これにより算出した月次減税額をもって控除を行うこととされています。

したがって、例えば、7月に子の出生によって扶養親族の人数が増え、令和6年6月と7月とでは扶養親族の人数が異なることとなつても、月次減税額の増額は行いません。

なお、こうした人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算されることになります。

*6/1時点での扶養親族の人数で6月以降の定額減税の計算をしますので、扶養親族の人数に増減があつても変更はしないでください。年末調整の際に調整をいたします。



(写真は、伊和都比売（いわづひめ）神社です。)

2 2 令和6年6月以降の毎月の給与のほか、賞与も月次減税の対象となりますか。

また、給与の支払者が支給する各種手当や定期的な賞与以外の報奨金・一時金（賞与課税されるもの）についても、月次減税の対象となります。

月次減税の対象となる令和6年分の給与等については、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（所得税法第28条に規定するもの）とされており、その名称にかかわらず、**各種手当や現物給与、賞与課税される一時金等についても給与所得に該当するものは対象となります。**

*給与、賞与以外で支払う場合があれば、定額減税に該当するかどうか確認をお願いいたします。

2 3 6月の給与の支給日の前に賞与の支給を予定していますが、月次減税額はその賞与の源泉徴収税額から先に控除することになりますか。

月次減税額は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除することとされていますので、その**最初に支払う給与等が賞与であるか通常の給与であるかは問われません。**

したがって、**6月の最初に支払う給与等が賞与である場合には、その賞与から先に月次減税額を控除することになります。**

*6月の最初に支払う給与等から定額減税の計算をしますので、手続きを間違えないようにしてください。



(写真は、赤穂御崎からの散策道からの風景です)

紙面の関係で今回はここまでとなります。今月から定額減税の手続をしていただくことになります。複雑な制度になっておりますので、分からることは聞いていただければと思います。

【参考文献】

- ・給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた
- ・令和6年分所得税の定額減税 Q&A（令和6年3月改訂版）

3 編集後記

今月掲載している写真は、ハイキング同好会にて訪問した兵庫県の坂越、赤穂にて撮影した写真を掲載させていただきます。



上の写真は、赤穂御崎の遊歩道から撮影した写真です。少し雨が降っており天気が良くなかったのですが、晴れいたら綺麗な風景に撮影できただろうなと思います。

また天気のいい日にこの遊歩道をゆっくりと散策してみたいと思います。写真では紹介できておりませんが、坂越には日本酒の酒蔵があり、試飲をさせていただけますので、ご興味がある方はぜひ一度訪れてみられてはいかがでしょうか。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。